

高等学校等就学支援金のお知らせ

【制度の概要】

都立高等学校に在学する生徒を対象に、最大 36 ヶ月にわたり授業料を国が支援する制度です。

支給される就学支援金は、在学する学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

また、支給手続を行わない場合は、授業料を御負担いただくこととなります。

※ 年齢制限ありませんが、高等学校等（私立高校等を含む。）を卒業又は終了した方は支給対象とはなりません。

【支給のために必要な手続など】

提出書類

- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書兼届出書
- ② マイナンバー収集キット

・個人番号通知カード
・個人番号（マイナンバー）カード
・住民票（マイナンバー記載のもの）

} のいずれかが必要となります。
あらかじめ御準備ください。

※ 申請は、4月になります。

※ 今回の申請で不認定となった方で、7月以降の就学支援金の受給を希望される場合は、7月に手続が必要となります。

また、今回申請を行わなかった方も、7月に申請することができます。

【書類の配布】

上記①②の申請書等は、入学予定者の方には3月に水色の封筒に入れて配布します。

お問い合わせ先：東京都立総合芸術高等学校 経営企画室

電話 03(3354)5288